構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金交付要綱

制定　　４都市建企第 1115 号
令和５年４月１日
最終改正　　６都市建企第 977 号
令和７年１月 17 日

（目的）
第１条　この要綱は、建築物分野における炭素貯蔵効果の高い木材利用の促進と低炭素社会の実現に貢献するため、都内に建築する建築物について、国産木材にて構造木質化を図るために構造・防火の面で先導的な設計・施工技術を開発し、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第５項の規定に基づく認定（以下「認定」という。）を取得する者に対し、東京都（以下「都」という。）が認定取得費用の一部を補助するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（通則）
第２条　構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）その他関係法令及び関連通知によるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助対象者）
第３条　補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める要件を満たす認定取得費用を負担する者とする。
一　都内の本店又は支店において実質的な事業活動を現に行っている者
二　都内において事業実績がある者
２　補助対象者は、以下のいずれにも該当しない者であること。
一　暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
二　暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
三　法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
四　税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められない者

（補助対象経費）
第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める要件を満たす認定（以下「補助対象認定」という。）の性能評価に係る手数料で、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 11 条の２の３第３項第４号に基づく別表第２に掲げる手数料及び同条第５項に定める手数料とし、同条第５項第１号による場合は同条第２項第１号に規定する国土交通大臣が定める額は対象外とする。ただし、認定書の交付を受けた場合に限る。
一　延べ面積 500 ㎡以上の建築物に適用する認定
二　国産木材にて構造木質化を図るために取得した防耐火構造に係る認定
２　前項第１号の規定による認定は、次の各号に定めるいずれかの要件を満たすものでなければならない。
一　都内に建築する建築物に適用すること。
二　都内に建築を想定している建築物へ積極的に活用することを誓約すること。

３　前２項の補助対象経費の補助対象期間は、交付決定の日から当該補助事業が全て終了した日又は当該会計年度の３月 15 日のいずれか早い日までとする。ただし、評価申請から認定取得までの期間が２か年度以上で、第７条に規定する一括設計審査（全体設計）の承認を受けている場合（第 10 条に規定する変更承認を含む。）は、「当該会計年度」とあるのは「一括設計審査（全体設計）承認を受けた最終会計年度」と読み替えるものとする。

（補助金の交付額）

第５条　都は、予算の範囲内において、補助対象経費の２分の１に相当する額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を補助することができる。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、建築基準法第 68 条の 25 第５項の規定による認定に係る指定性能評価機関への評価申請を行う前に、補助金交付申請書（別記第１号様式）に必要な書類を添えて、知事に申請しなければならない。

２　補助金の交付を受けようとする者が、第４条第２項第２号の規定に基づく誓約を行う場合は、誓約書（別記第１号様式の２）を前項の申請書に添えて提出するものとする。

３　補助金の交付を受けようとする者で、その実施する補助対象事業が複数年度にわたる場合は、毎年度、補助金の交付を申請するものとする。

（一括設計審査（全体設計）の承認）

第７条　補助金の交付を受けようとする者で、評価申請から認定取得までの期間が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付申請の際に、認定取得予定日その他必要な事項について、一括設計審査（全体設計）申請書（別記第２号様式）に必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請の内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、一括設計審査（全体設計）承認通知書（別記第３号様式）により申請者に通知する。

　また、適当と認めない場合は承認しないことを決定し、一括設計審査（全体設計）不承認通知書（別記第４号様式）により申請者に通知する。

３　知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

４　前３項の規定は、補助金の交付決定後において、当該年度に事業が完了せず事業の施行年度が２か年度以上にわたる場合においても適用する。

（補助金の交付決定）

第８条　知事は、第６条の規定による申請の内容を審査し適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記第５号様式）により申請者に通知する。

　また、適当と認めない場合は補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（別記第６号様式）により申請者に通知する。

２　知事は、前項の補助金の交付の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

（交付決定の変更）

第９条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助金の交付決定後において、補助金交付申請額等の変更が生じた場合は、速やかに補助金交付変更申請書（別記第７号様式）に必要な書類を添えて、知事に申請し、承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、補助金交付変更承認通知書（別記第８号様式）により補助決定者に通知する。

　また、適当と認めない場合は、承認しないことを決定し、補助金交付変更不承認通知書（別記第９号様式）により補助決定者に通知する。

３　知事は、前項の変更承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

（一括設計審査（全体設計）の変更等）

第 10 条　第７条第２項の規定により一括設計審査（全体設計）の承認を受けた者は、当該承認の際における申請内容に変更が生じた場合又は認定取得手続を中止する場合、速やかに一括設計審査（全体設計）変更・中止申請書（別記第 10 号様式）を知事に申請し、承認を受けなければならない。ただし、第 11 条第１項第１号に該当するときは、この限りでない。

２　知事は、前項の規定による申請内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止承認通知書（別記第 11 号様式）により補助決定者に通知する。

　また、適当と認めない場合は承認しないことを決定し、一括設計審査（全体設計）変更・中止不承認通知書（別記第 12 号様式）により補助決定者に通知する。

３　知事は、前項の変更承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

（承認事項等）

第 11 条　補助決定者は、以下の各号に該当する場合は、あらかじめ知事に申請し、承認を受けなければならない。

一　認定取得手続の内容を変更しようとする場合で、交付決定額に変動が生じないとき。

二　認定取得手続を中止し、又は廃止する場合

２　補助決定者は、前項第１号に該当し承認を受けようとする場合は、内容等変更申請書（別記第 13 号様式）に、前項第２号に該当し承認を受けようとする場合は、中止・廃止申請書（別記第 14 号様式）に、必要な書類を添えて知事に申請しなければならない。

３　知事は、前項の規定による申請の内容を審査し適当と認めた場合は、承認することを決定し、承認通知書（別記第 15 号様式）により補助決定者に通知する。

　また、適当と認めない場合は承認しないことを決定し、不承認通知書（別記第 16 号様式）により補助決定者に通知する。

４　知事は、前項の承認の決定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

（状況報告等）

第 12 条　補助決定者は、以下の各号に該当する場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

一　補助対象の認定を適用する建築物がしゅん工した場合

二　第４条第２項第２号の誓約に基づいた建築計画に当該認定を適用することが決定した場合

２　知事は、必要があると認められる場合は、補助決定者に対し、認定取得手続、補助対象認定を適用する建築計画の進行状況に関する報告を求め、又はその進行状況を調査することができる。

３　補助決定者は、認定取得手続、建築計画が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合においては、速やかにその理由、状況その他必要な事項を知事に報告しなければならない。この場合において、知事は当該補助決定者に対して適切な指示を行う。

４　前項の報告は、実施状況報告書（別記第 17 号様式）により行うものとする。

（実績報告等）

第 13 条　補助決定者は、認定を取得したとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度の３月 15 日が到来したときは、完了実績報告書（別記第 18 号様式）に必要な書類を添えて速やかに知事に実績を報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条　知事は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けた場合、その内容を審査し、

当該報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（別記第 19 号様式）により補助決定者に通知する。

２　知事は、前項の額の確定に当たり、必要がある場合は、条件を付すことができる。

（申請の撤回）

第 15 条　補助決定者は、この補助金の交付決定の内容又は付された条件に異議がある場合は、当該通知受領日から 14 日以内に申請等撤回届出書（別記第 20 号様式）により、第６条第１項、第７条第１項、第９条第１項、第 10 条第１項又は第 11 条第２項に基づく申請並びに第 13 条に基づく完了実績報告を撤回することができる。

（是正措置）

第 16 条　知事は、第 14 条の規定による審査の結果、報告に係る成果が補助金の交付決定の内容及び付した条件に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

（補助金の請求及び交付）

第 17 条　補助決定者は、第 14 条の規定による補助金の額の確定後、速やかに請求書（別記第 21 号様式）等を知事に提出するものとする。

２　知事は、前項の請求内容を審査し、適当と認めた場合は補助金を交付する。

（補助金の交付決定の取消し）

第 18 条　知事は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

一　偽りその他不正の手段により、この補助金の交付等を受けたとき。

二　認定取得手続を中止し、又は廃止したとき。

三　この補助金を他の用途に使用したとき。

四　認定取得手続を予定期間内に着手しないとき又は完了しないとき。

五　第 14 条の規定により確定した交付すべき補助金の額が補助金の交付決定額に達しないとき。

六　補助金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、補助対象認定の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

七　その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱に基づく命令又は法令等に違反したとき。

２　前項の規定は、第 14 条の規定により補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　知事は、第１項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、速やかに補助決定者に対してその内容等を通知しなければならない。

（補助金の返還命令）

第 19 条　知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第 20 条　補助決定者は、前条の規定により補助金の返還命令を受けた場合は、当該命令に係る補助金の受領日から返還日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき年 10.95％の割合で計算した違約加算金を納付するものとする。ただし、違約加算金額が 100 円未満の場合又は第 18 条第１項第２号、第５号若しくは第６号に該当する場合は、この限りでない。

２　補助決定者は、補助金の返還命令を受け、これを返還期限の日までに返還しなかった場合は、返還期限の日の翌日から返還日までの日数に応じ、その未返還額につき年 10.95％の割合で計算した延滞金を納付するものとする。ただし、延滞金額が 100 円未満の場合は、この限りでない。

（違約加算金の計算）
第 21 条　前条第１項の規定により加算金の納付を命じた場合、補助決定者の返還した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、納付した違約加算金は当該返還を命じた補助金の未返還額に充てるものとする。

（延滞金の計算）
第 22 条　第 20 条第２項の規定により延滞金の納付を命じた場合で、返還を命じた補助金の未返還額の一部が返還されたときは、当該返還日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未返還額は、その返還額を控除した額とする。

（帳簿等の作成及び保管）
第 23 条　補助決定者は、補助対象認定の取得に係る収支に関する帳簿、証拠書類その他経過を明らかにするための書類等を備えるとともに、交付の決定に係る会計年度の終了後５年間、これを保管するものとする。

（重複受給の禁止）
第 24 条　補助決定者は、補助対象経費について本補助金以外に都、国又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費を含むものに限る。）を受けてはならないものとする。

（監督等）
第 25 条　知事は、補助決定者に対し、補助金の交付のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は指導若しくは助言を行うことができる。

（実績等の公表）
第 26 条　補助決定者は、国産木材を活用していることについて、補助対象認定を適用する建築物内で使用者等の目に触れることができる場所にプレート等を設置してＰＲするとともに、しゅん工後に印刷物やホームページ等により広く公表するものとする。
２　補助決定者は、都の求めに応じて、補助対象認定を適用する建築物の工事中や竣工後に建築物の見学会を実施するなど、構造木質化について、可能な限り普及啓発を行うものとする。
３　補助決定者は、都の求めに応じて、構造木質化の普及に資する設計等に関する技術資料を、補助決定者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのない範囲で提供するものとする。
４　補助決定者は、都の求めに応じて、建設工事費、維持管理計画書、修繕費、維持管理費等に関する資料を提供するものとする。
５　補助決定者は、都が行う事例収集及び広報活動に協力するとともに、都がウェブサイトや出版物に自由に使うことができるクレジット記載不要の建築写真（外観、内観）を５枚以上提供するものとする。

（その他）
第 27 条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附　則
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月 29 日５都市建企第 223 号）

この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令和７年１月 17 日６都市建企第 977 号）

この要綱は、令和７年１月 17 日から施行する。